

平成 23 年 天草市農業委員会第 5 回総会議事録

平成 23 年 5 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センター大会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（35 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番	滝下清三郎	君
3 番	川崎眞志男	君	4 番		君
5 番	梅本 秀幸	君	6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	稲田 秀敏	君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番	元島 正則	君
11 番	松岡 健吾	君	12 番		君
13 番	松本 明博	君	14 番	山本 友保	君
15 番		君	16 番	大塚 宏	君
17 番	松川 兼光	君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番	平岡 秀樹	君	24 番	山田 昭則	君
25 番	川峯 正美	君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番	池田 裕之	君	28 番	川原 昭雄	君
29 番	前田 達也	君	30 番	小松 信男	君
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番	小堀田幸一	君
37 番	戸谷 泰典	君	38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

4 番	坂上 眞守	君	12 番	井上 哲晴	君
15 番	森岡 一正	君			

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 幹	中村 政一
主 任	吉田 直哉	主 任	松村 康平
主 事	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

- 日程第 3 議第 28 号 農地買受適格証明願（耕作目的）について
- 日程第 4 議第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議第 31 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議第 32 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請について
- 日程第 8 議第 33 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請について
- 日程第 9 議第 34 号 くまもと農業バックアップ大作戦の目標及び活動計画について
- 日程第 10 報告事項について
- 閉 会

開 議 午後2時00分

会長（鬼塚猛清君） こんにちは。今日はくまもとバックアップ大作戦の協議のため、皆様方には早めにお集まりいただき本当にありがとうございました。今、晩稲なりみかんの管理なり大変だと思います。まとまった雨が降らず、水田においてもポンプで汲み上げないと井堰に乗らない地域がだいぶ出てきております。これはダムの水が底を突いているということでございます。そういう中で、今から先、うっとうしい日が続くのではなからうかと思っております。雨が降ると麦の実が黒くなって等級が下がるという事でございますので、私は2、3日前合計して3台のコンバインで約一日で5町5反ばかり刈って参りました。これで今後雨が降っても安心でございますが、今後台風がどちらにくるかが心配です。施設を作っている方々には台風が一番大変です。自分も施設を作っており、台風が来ない場合は本当に良いのですが、台風が来たら最後ですね。もう大変です。そういうことで、台風が来ないことを祈りながらこの会を進めて参りたいと思っております。

挨拶はこの位にいたしまして、総会を始めさせていただきます。

事務局（森内健二君） 本日は、4番坂上委員、12番井上委員、15番森岡委員の3名の委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。

議長（鬼塚猛清君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは、5番梅本秀幸委員、7番佐々木碩哉委員を指名いたします。

議長（鬼塚猛清君） 日程第2、議第27号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について一括説明をお願いいたします。その後、農業委員より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 1番について説明します。楠浦町の譲受人 さんは経営規模拡大のため、福岡市の譲渡人 さんより楠浦町の畑632㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地从農地までの距離はすべて10km以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培され

る計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められるとのことから特に問題ありません。以下、不許可要件には該当しておりません。

主任（吉田直哉君） 2番について説明します。河浦町の譲受人 さんは、経営規模拡大のため、河浦町の譲渡人 さんより、河浦町の田 930 m²を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

3番について説明します。河浦町の譲受人 さんは、経営規模拡大のため河浦町の譲渡人 さんより、河浦町の田 1,351 m²を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は稲作をされる計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

主任（松村康平君） 4番について説明します。倉岳町の譲受人 さんは、亀場町の譲渡人 さんより、杵宇土町の田 3,206 m²を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離については約 25km ありますが、国道から近く、容易に通作できる距離と時間であります。申請地には梅を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。以上です。

議長（鬼塚猛清君） それでは1番について担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。1番について説明いたします。譲受人は現在所有している農地は4反未満で経営面積が不足しております。しかし、後で審議されます利用権設定で4反以上の耕作が認められますと、事務局説明のとおり不許可要件には該当しなくなります。場所は、前回の総会時に説明した の近くで、基盤整備された土地の末端にある譲受人の家の隣接地です。土地は少し荒れてはおりますけれど、今まで闇小作で野菜を作られていたということでした。その土地を譲渡人が「買ってくれる」ということでございました。経営規模拡大にもなるということでなんら問題はないと思います。皆さん方よろしく審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明しました1番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、1番の件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので1番の件は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、2番の申請案件について担当委員より説明をお願いいたします。

30番（小松信男君） 30番、小松でございます。2番について説明します。ただいま事務局から詳しい説明があったわけですが、譲渡人と譲受人との売買の合意はできており、譲渡人の土地を譲受人が数年間耕作されていたということです。現地を確認いたしました、なんら問題はないと思われま。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、2番の件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので2番の件は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、3番の申請案件について担当委員より説明をお願いいたします。

30番（小松信男君） 30番、小松でございます。3番について説明します。事務局から詳しい説明があったわけですが、2番同様、譲受人さんも譲渡人さんの土地を数年間耕作されておりました。今回譲渡人が農業はしないということで、売買が成立したということです。現地を確認いたしました、なんら問題はないと思われま。先程説明いたしました2番の譲渡人と3番の譲渡人は親子でございます、の園長と室長であり、今後百姓はしないとのことでした。なんら問題はございませんのでよろしく願います。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、3番の件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので3番の件は原案のとおり可決いたしました。

それでは4番の申請案件につきまして、担当委員より説明をお願いいたします。

25番（川峯正美君） 25番、川峯です。場所は国道266号線を本渡から牛深方面に走りますと という所があり、そこから の方に県道 号線が走っております。この 号線をさらに大体1.3km走ったところに申請地の田んぼがあります。そこは4枚田んぼがあり、1番下の454㎡は田んぼのままになっておりますが、外の3枚は畑の状態になっております。しかし、畑は綺麗に管理されております。譲受人の さんは倉岳町の方でございますので、

原田委員の方から説明していただきたいと思います。農地に関しては管理されており、なんら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。譲受人のさんは、農業をしながら天草農協支所の販売の方に勤めておられます。譲受人の自作地面積は4反3畝です。そのうち田が3反8畝、畑が3畝、樹園地が約2畝で、農機具がトラクター、コンバイン、草刈機、田植え機、耕運機です。家族状況は、本人と奥さん、あとお母さんがまだ現役で働いておられます。「どがんした繋がりであんたは亀場の土地を購入したのか」と譲受人に聞き取りをしましたところ、譲受人が「話は深くなるばってんが、私は繋がりは無かばってん、私の妻のおばさんが譲渡人の親父さんの妹さんが嫁にいておる本家の兄弟に嫁いでおるんです。その関係でなんさまのっぴきならんこっじゃっけんが、遠かばってんがあんたらが引き受けてくれないかということで売買しました。」ということでした。許可後は梅を植えて管理をしたいということでした。皆さんに審議していただきますようよろしくお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、4番の件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので4番の件は原案のとおり可決いたしました。

議長（鬼塚猛清君） 日程第3、議第28号、農地買受適格証明願（耕作目的）についてを議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

主事（寺澤大介君） 説明します。亀場町のさんは経営規模拡大のため、楠浦町の畑612㎡、田2,047㎡を競売により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、住所地から農地までの距離については10km以内で容易に通作でき、取得後は水稲作付け及び梅を栽培される計画です。また、農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は全て耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うということで、全部効率利用がなされると認められます。また、常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

競売の場所は、熊本地方裁判所売却場、附帯決議として「当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き許可できるものとする。」としております。

議長（鬼塚猛清君） それでは1番について担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。1番について説明いたします。水田の場所は、以前申しあげました所と同じです。畑の場所は、楠浦の上之原バイパスから直線で200m位上の方です。現在梅が育っておりますが、梅も含めて買いたいとのこと。申請人は楠浦の 〇〇にある 〇〇という会社を営んでおります。自宅は亀川にありますので、申請人については山本委員に説明していただきます。後は山本委員、お願いします。

14番（山本友保君） 14番、山本です。申請人の 〇〇さんについて説明いたします。申請人と連絡を取りました。現在、宮地岳町で5,815㎡の水田、稲作をしておるとのことです。機械につきましては、田植え機、トラクター、ハーベスター、動噴、それにバインダーを揃えておりますとのことでございます。もしこの申請地を買い受けることができれば、今後意欲的にがんばって経営規模拡大をしたい、ということでございます。よろしく願います。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。申請地について追加で説明します。楠浦町の認定農家の 〇〇さんが、申請地の前の地主の 〇〇さんからずっと田をお借りして、耕作されております。耕作後に競売の話がありました関係で、現在耕作だけは認定農家の 〇〇さんがしております。この土地の地主が変わった場合は、地主に返すように話を進めておりますので、なんら耕作については問題ないと思います。

25番（川峯正美君） 25番、川峯です。私は申請人と同級生なんです。場所は私が楠浦で煙草を作っている所から3枚下なんです。認定農家の 〇〇さんが水稻を植えたんですけど、草だらけになってしまって、今またあらぐれ状態になってしまっています。

1番（鬼塚猛清君） 認定農家の 〇〇さんは近いうちに田は返すということでしたので、田んぼについてはなんら耕作に問題ありません。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました本件につきまして質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は原案のとおり可決いたしました。

議長（鬼塚猛清君） 日程第4、議第29号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願いいたします。

主任（松村康平君） 1番について説明します。本渡町の 〇〇さんは宅地拡張とするため、本渡町の畑183㎡を転用したいというものです。既に宅地とされているため始末書が提出

されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第1種農地となっておりますが、農地法運用の第2の1のイの(イ)のeの(e)既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設敷地面積の2分の1を越えないものに限る)であれば許可できるようになっています。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

35番(松原高弘君) 35番の松原です。1番について説明いたします。申請人のさんは事務局説明のとおり、息子夫妻の住宅を増築したいというものです。図面の1ページ、2ページをご覧くださいまして、が申請地となっております。写真のように既に住宅が建っており、始末書が付いております。本人にお伺いしましたところ、自宅の隣接地に昭和63年度に建築されたそうです。最近農地であることを知り、今回の申請になられたそうです。本人も大変申し訳なく思っておるということでありました。付近には農地がありますが、同意も取っており特に問題はないと思っておりますのでよろしくご審議お願いいたします。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました1番の件について、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、1番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは2番について事務局より説明をお願いします。

主任(吉田直哉君) 2番について説明します。五和町のさんは個人住宅及び物置とするため、五和町の田476㎡を転用したいというものです。既に建築が完了しており始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第1種農地となっております。なお第1種農地については原則として許可することができないこととなっておりますが、農地法の運用についての第2の1のイの(イ)のcの(d)に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、例外的に許可しうると認められます。

次に一般基準ですが、隣接農地はありません。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

21番(山本隆久君) 21番、山本です。2番について説明いたします。この件は今年の11月か12月だったと思いますけれど、農振除外の申請がっております。その時、顛末書を

読み上げましたが、この物件は申請人の父親が昭和 25 年頃家を建てたということで、その後の地籍調査で農地から宅地が変わっていると思っておったところが、そのまま農地であったというものでございます。それで、4 月には農振の除外の許可が出たということで、今回申請をなされております。既に家が建っておりますので、始末書も添付してございます。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 2 番の件について、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。
それでは 3 番について事務局より説明をお願いします。

主事（寺澤大介君） 3 番について説明します。栖本町の さんは農家住宅用地とするため、栖本町の田 505 m²を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第 1 種農地となっておりますが、農地法運用の第 2 の 1 のイの(イ)の c の(d)住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであれば許可できることとなっております。

次に一般基準についてですが、隣接農地所有者の同意書が添付されております。資力及び信用要件は資金についての証明書が提出してあり適当であります。以下記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

33 番（宮崎義一君） 33 番、宮崎です。3 番について説明いたします。この件は昨年秋ですか、農振除外申請をしてあります。それが許可になったということで、この度 4 条許可申請をされております。全て事務的な書類は揃えてありますので、私は適当かと思えます。よろしくご審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 3 番の件について、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

議長（鬼塚猛清君） 日程第 5、議第 30 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に

ついてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願いいたします。
主任（松村康平君） 1番について説明します。太田町の借受人 さん外1名は個人住宅とするため、小松原町の貸渡人 さんより中村町の畑495㎡を貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。1番について説明します。借受人の さん、 さんは事務局説明のとおり、実母の貸渡人 さんより申請地を借り受け、自己住宅を新築したいというものです。場所と現地の状況は7、8ページをご覧ください。現地は休耕地で、隣接農地の同意を取っており、生活排水等については公共下水道に流すということであり、また、市道に面しており住宅用地としては適しており、特に問題はないかと思われ、ますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは2番について事務局より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 2番について説明します。亀場町の借受人 さんは個人住宅とするため、亀場町の貸渡人 さんより亀場町の畑168.58㎡を貸借により転用したいというものです。既に倉庫が建築されていたため始末書が提出されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

14番（山本友保君） 14番、山本です。2番について説明します。字図は9ページ、写真は10ページでございます。場所は亀川にある国道266号線にジャスコの本渡店があります。そこを 方向に約 m程行きますと信号機がございますけれど、その信号機から へ曲がって約50m位行った左側でございます。借受人の さんが貸渡人で父親の さんの畑781㎡の内の168.58㎡を転用して個人住宅を作りたいとの申請でございます。既に車庫がご覧の写真のように建っております。そこで申し訳ないと始末書が出ております。上水道は天草市の上水道を使用して、下水道は合併浄化槽を設けて既設の水路に排水します。それ

から雨水でございますけれど、こちらも申請地内に側溝を設けて既設の水路に流しますとのことでございます。この許可申請に対して区長の排水同意書も添付されております。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。
それでは3番について事務局より説明をお願いします。

主事（寺澤大介君） 3番について説明します。有明町の譲受人 さんは、個人住宅及び通路とするため、有明町の譲渡人 さんから有明町の畑 430 m²を贈与により転用したいというものです。 の畑には既に通路が整備されており始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地になっております。次に一般基準ですが、隣接農地所有者の同意書が添付されております。資力及び信用要件は資金についての証明書が提出してあり適当であります。以下記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

22番（浦上廣幸君） 22番、浦上でございます。よろしく申し上げます。3番について説明します。ただ今事務局より説明がありましたとおり、申請地の場所につきましては国道324号線有明町大島子の より約450m位上がった所でございますけれど、ここには他の宅地もあります。譲受人の さんにつきましては譲渡人の さんと親子でございまして、家族が多いため家を増築したいということで申請がなされました。周囲の同意も取っておりますし、排水についても区長さんの同意もあり、私自身も確認し、なにも問題ないと思われまので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

議長（鬼塚猛清君） それでは、日程第6、議第31号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より一括説明をお願いいたします。

主任（吉田直哉君） 議第 31 号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1 番の楠浦町の さんほか利用権の新規設定の計画が 11 件、再設定の計画が 1 件で、総面積は 28,702 m²となっております。

以上の計画は、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 の(1) の アに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること等、各要件を満たしております。

議長（鬼塚猛清君） 事務局から説明がありました。各担当委員より補足説明はありますか。

（なしとの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは 12 件の計画について質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

議長（鬼塚猛清君） 日程第 7、議第 32 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

主任（松村康平君） 議第 32 号について説明します。「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第 3 条の 2 の規定により市長から農業振興地域整備計画の個別見直しに係る農用地区域からの除外等申請に関し審議の依頼がっております。

なお、除外申請につきましては、除外がなされたときに転用許可の可能性、見込みがあるかないかをご審議いただくものです。

今回、除外に関しては、田 5,180 m²、畑 5,987 m²、総面積 11,167 m²、全 5 件の申請となっております。別紙の見取図、配置図、現場写真は 13 ページから載せておりますので併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、1 番の案件からご説明いたします。楠浦町の さんは現在の住居が老朽化し手狭となったため、楠浦町 外 1 筆の畑 599 m²に農家住宅を建築したいというものです。申請地は第 1 種農地で、原則として転用を許可することができないこととなっておりますが、「農地法の運用について」の第 2 の 1 のイの(イ)の c の(d)に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落

に接続して設置されるもの」に該当し、許可相当と認められます。

議長（鬼塚猛清君） それでは1番について担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。1番について説明いたします。申請人のさんは昨年、別の農地の除外申請を審議していただいたわけですが、楠浦のダムの配水施設の受益地域であるということと、やはり住宅の隣接地とだいぶ離れた地域でありますし、農業地域に宅地が点在するといけないということで不許可になった方でございます。今回の場所は、資料の13番を見ていただきたいと思います。上の見取図を見てください。右は楠浦の です。左が のトンネルに通ずる道です。黒く塗ってある所になります。申請者は市の職員でありますけれど、現在楠浦が実家でございますし、奥さんの実家の栖本から通いながら農業を手伝っている方でございます。市を今度退職されるということでございますし、退職するならば、ここに家を新たに建てて小屋まで建築したいということで少し面積が広うございますけれど、お願いしたいと思います。隣接地は3畝の狭い農地がございますけれど、その次は2軒並びの住宅が建っておりますので、なんら問題ないと私は思っております。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がいたしました1番の件について、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

それでは2番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 2番について説明します。有明町のさんは有明町楠浦字 外2筆の畑2,356㎡に植林し山林としたいというものです。申請地にはデコポンを栽培しておりましたが、高齢のため樹園地として管理することが困難となり、また周辺も山林化しているため今回の申請に至っております。既に杉100本、どんぐり275本の苗木の植栽が済んでおり始末書が添付されております。立地条件は第2種農地で農地法許可基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に2番について担当委員より説明をお願いします。

17番（松川兼光君） 17番、松川です。2番について説明します。地図と図面は15ページと16ページです。申請人は今現在 歳ということで、高齢です。16ページの写真上2枚が杉を植えられている所です。写真の下がどんぐりの所です。現地を見に行きましたら、杉が植えてありましたので、始末書が出されているところです。杉を植える前は柿を植え

であり、昨年伐採して杉を植えられたということと、下のどんぐりの所はデコポンを植えられていましたが高齢のため果樹園を縮小されたということです。周囲は山林化されてここだけが果樹園になっていた所です。車も行けないほど小さな道を運搬車の小さなキャリアで通り杉を育てられ、またどんぐりが植えられている所は急な傾斜地で大変な労力がいる所です。高齢ということと場所的に見ても除外は仕方がないだろうと思います。なんら問題はないと思います。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

それでは3番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 3番について説明します。栖本町の社会福祉法人栖本福祉和貴保育園理事長の浦嶋和人さんは栖本町湯船原字 の田1,134㎡を和貴保育園の送迎用車両及び利用者、職員用駐車場と通路及びカーポートに整備したいというものです。

別紙の17、18ページをご覧くださいと思います。平成22年度、園舎本体の老朽化による改築のため従来駐車場用地として利用していた宅地に新園舎を建て、旧園舎解体後、跡地に多目的ホール、園庭の整備がなされております。申請地以外の候補地も検討されたようですが、改築以前保護者による送迎の際、園付近の市道沿いに駐停車する車両が多く、特に農作業に支障をきたし度々注意を受けていた経緯から申請地が最も適地ということで今回の申請に至っております。既に駐車場として利用されており始末書が添付されております。申請地は第1種農地で、原則として転用を許可することができないこととなっておりますが、「農地法の運用について」の第2の1のイの(イ)のcの(d)に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、例外的に許可相当と認められます。

議長（鬼塚猛清君） 次に3番について担当委員より説明をお願いします。

33番（宮崎義一君） 33番、宮崎です。3番について説明します。事務局の説明で大体お判りではございましょうが、申請地は10年来農地としての機能は果たしておりませんでした。全て工事用の廃土置場とされておった所でございます。場所は栖本中学校より ほど上に上ったところで、 の斜め前になっております。ちょうど市道沿いの所でございますが、農地としての機能はずっと前から果たしておりません。水路も通っておりますが、道

路沿いに最後の井手尻ということでございますので、排水に影響はないと考えられます。申請地はちょっと広いですが地主の都合で、「少し分けてくれる」ということであれば譲りませんよ、という条件が入っていたようでございます。よろしくご審議のほどをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。ただ今現地の説明でえらい判りましたけれど、見取図を見てみますと周囲が大分田んぼがありますけども、この田んぼに排水とかの影響がなかとですかね。面積が広いとですね、問題が出てこんとかと考えられるわけですけど、どがんですか。

33番（宮崎義一君） ただいまのご指摘でございますが、この地図を見てください。田んぼがありますが、道路が2本入っております。田んぼはその上にあります。保育園から駐車場までが1区画の道路沿いを通っております。それに水路は市道沿いに入っておりますけれど、この区画では井手尻でございます。それで、もうこの区画内では水路関係は問題がないと私は思っております。この道路を横断しますと、下に田んぼがありますけれど、ここにはそれに沿った別の水路が入っておりますので、影響はないと考えています。

20番（原田康盛君） 農業用水にこの駐車場の排水が流れ込むということはなかつですかね。駐車場の水が田に流れ込むとなにか影響があるのではという考えがあるもんですから、その辺は検討したほうがよかとじゃなかとかという考えでございます。

議長（鬼塚猛清君） 道路のU字溝はなかとですか。

33番（宮崎義一君） ここは水路と用排水路という感じになっております。保育園の前側に大きな排水路があり、用水路には排水は入らないように工事をするという要件があったと私は思っております。

議長（鬼塚猛清君） 農地に影響がなければ駐車場の雨水は仕方ないのではないのかという意見でございました。ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

それでは4番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 4番について説明いたします。城下町の株式会社印刷センター代表取締役田尻栄さんは社屋移転に伴い、五和町城河原二丁目字 の田796㎡を取得し、社用

車及び来客、職員用の駐車場としたいというものです。申請地は新社屋建設予定の宅地に接続しております。立地条件は第2種農地で農地法許可基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に4番について担当委員より説明をお願いします。

7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。4番について説明します。19ページと20ページに見取図がございます。株式会社印刷センターは城下町にあるわけですが、現在の所から五和町城河原に移したいということがございます。社屋の予定地は造成をしてあるわけですが、その手前が申請地になっております。場所ですが、城河原の中央の路よりの前に店がございまして、その店の裏になります。北側は河川になっております。西側が農道になっておりまして、周辺に迷惑を掛けることはございません。南側は店の屋敷でございます。そういうことで、なんら問題はございませんのでよろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。ただいま担当委員より詳しい説明がありましたけれど、農地にはほとんど影響がないということですか。

7番（佐々木碩哉君） ほとんどないのではないのでしょうか。農道は5m位あり、河川は3m位あります。あとは農地はございませんし、駐車場の日陰の影響もないと思います。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

それでは5番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 5番について説明いたします。天草市は五和町の校区内において、五和町御領字 外2筆の田3,250㎡、畑3,032㎡合わせて3筆6,282㎡を農用地区域から除外し、これらを含めた予定地内にあります農地と合わせ17,671.5㎡を小中一貫の統合小中学校施設用地としたいというものです。計画では既設の五和東中学校敷地を含め、約40,940㎡の用地に小学校と中学校のそれぞれの校舎をはじめ、屋内外の運動施設等を整備する計画となっております。また、平成26年4月の小中同時開校を目指し平成24年1月の着工の計画となっております。用地の選定については5箇所の候補地の中からスクールバス等交通の利便性が高く用地確保も可能ということと、全地域からの理解も得られていることなどから総合的に判断して申請地が最も適しているという結果になったということです。立地条件は第2種農地で農地法許可基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に5番について担当委員より説明をお願いします。

21番（山本隆久君） 21番、山本です。ただいま事務局より説明があったとおりでございます。見取図、字図、写真が21ページと22ページに載っております。現在五和東中学校の校舎が建っており、除外に係る所は字図を見ていただければ判ると思います。3筆で6,282㎡が除外申請されております。特別問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。ただいま担当委員より現地の説明をしていただきましたけれども、あまりにも広大な敷地でございますので、隣接地からの苦情とかはなかったでしょうか。校舎等の構造物が建つわけですから、その影響がでないかと心配ですのでそのあたりを詳しく説明してください。

21番（山本隆久君） 周りの苦情とかは私は聞いておりません。先ほど説明がありましたように五和町の5箇所の候補地の中からここが一番適しているということで、今回申請があがっていると思います。特に周辺から反対の意見は聞いておりません。

議長（鬼塚猛清君） 地域も賛同しておるということでございます。

28番（川原昭雄君） 28番、川原です。参考までに、知っている範囲でお答えしていただければ良いのですが、行政が進めることでございますので、なんら異議申し立てするわけではないのですが、ただ最近の少子化によって統合しなければならんと、あるいは校舎が傷んできたというのがあるでしょうが、小中学校の校舎を同じ敷地に建てるわけでございます。そうすれば五和の現在の学校は何校あってそこに新しく統合されるということでございますので、知っている範囲でいいですので。参考までに、事務局等知っている範囲でよろございますから、お答えいただければ幸いですと思っております。

議長（鬼塚猛清君） 池田委員、市議会議員の立場から説明をお願いします。

27番（池田裕之君） 27番、池田です。五和町には中学校が東と西と2校ございまして、中学校の統合になりました。小学校につきましても少子化が進んでおりますので、以前五和町の小学校を2校に統合しようという話がございましたけれど、最終的に地域より2校よりも1校という話になり、五和町は1中学校1小学校という地域形成をすると聞いております。そして、小中学校ともにスクールバスが通うわけだし、同じ敷地内で建物は別ですけれど小学校と中学校を統合し先進的に取り組もうかということであったと伺っております。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

議長（鬼塚猛清君） 日程第 8、議第 33 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請についてを議題といたします。事務局より一括して説明をお願いいたします。

主任（吉田直哉君） 1 番について説明します。天草市は農地保全のため五和町御領字 外 3 筆のため池 964 m²、宅地 57.54 m²、合計 1,021 m²を農用地区域へ編入し五和町御領南地区県営畑地帯総合整備事業を実施したいというものです。五和町御領南地区内全 5 工区、受益総面積 84ha の事業で、内容としましては 18.77ha の土地区画整理と 14,521m の給水管敷設を行なうもので、既に 1、2 工区が完了し、現在 5 工区が施工されております。今回の編入申請の土地は第 3 工区(南山浦工区)の中に含まれ、平成 24 年度から 3.5ha の土地区画整理を行なう計画となっております。

続いて 2 番について説明します。倉岳町宮田三五会代表藤崎正博さんは農地保全のため倉岳町宮田字 外 11 筆、田 7,163 m²、畑 278 m²、合計 7,441 m²を農用地区域へ編入し集落協定対象農地とし中山間地域等直接支払事業を実施したいというものです。

議長（鬼塚猛清君） ただいま事務局より説明がありましたけれど、各担当委員より補足説明はございませんか。

21 番（山本隆久君） 21 番、山本です。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。特別補足説明はございません。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 2 件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

議長（鬼塚猛清君） 日程第 9、議第 34 号、くまもと農業バックアップ大作戦の目標及び活動計画についてを議題といたします。先程、全員協議会で決定していただきましたので、各リーダーより発表していただきたいと思います。それでは各リーダーよろしく願います。

8 番（稲田秀敏君） 8 番、稲田です。担い手チームからご説明します。私たち担い手チー

ムといたしましては、平成 23 年度から 25 年度までの目標設定数を、認定農家の掘り起こしということで 23、24、25 年各 10 名ずつ設定しております。新規就農者も同じ数値です。集落営農組織も 3 年間 5 組織を計画しています。それと認定農家との意見交換会を年 1 回といたしまして 3 年間で 3 回実施するような計画です。そこで、管内の現状や課題は農家の高齢化及び農産物価格の低迷による経営の縮小・廃止並びに若者の他産業への流出等により担い手が減少し厳しい状況であります。担い手の育成支援を推進すると共に、農業経営安定化に向けた農家への指導及び支援が必要であります。また、認定農家、新規就農者につきましては市と農協と農業委員会とで連携して 1 人でも多く掘り起こしをしていきたいと考えております。そのためには各農業委員さんのご協力をお願いしたいと思います。また認定農家との意見交換会につきましては、1 年に 1 回の会合ですけれど、認定農家数の減少を食い止められるよう計画をしていきたいです。この点についても、皆さん方の各地域での掘り起こしをよろしく申し上げます。担い手チームとしては以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に耕作放棄地解消作戦チームより申し上げます。

18 番（倉田喜一君） 18 番、倉田です。耕作放棄地解消作戦チームより申し上げます。23 年度より 25 年度まで 3 年間の計画でございますけれど、耕作放棄地解消活動といたしまして、1 人当たり年間 10a、3 年間で 30a。全体としては 12ha を計画しております。これは耕作放棄地解消チームだけでなく、全農業委員さんをお願いしたいと思います。

2 番目ですが、農地流動化の推進は所有農地に作付けできなくなったから、だれかに作付けしてもらいたい、といった情報をキャッチいたしまして、1 人当たり 1 年で 3a から 5a、3 年間で全委員さんで 6ha を計画しております。

それから、農地利用状況調査、これは耕作放棄地がどこにどの位の面積があるのか、というのを一斉パトロールで 10 月から 12 月の時期に 1 回だけ実施しようというようなことでございます。以上のようなことが今日の会議で決まりました。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） 次に農業振興作戦チームより申し上げます。

14 番（山本友保君） 14 番、山本です。会議で決まったことを発表いたします。3 点あります。

まず 1 番目に、農業者年金の新規加入者の確保ということで、今年の目標を 8 名確保することにしました。これに対しては、年金推進部長、農業委員及び事務局合同による地域説明会の開催により、加入促進を図るということでございます。

2 番目に、農業委員会だよりの発行でございます。これは、今までも皆さん方のおかげで年 2 回発行ということをずっと順調に遂行しております。今年も年 2 回発行しまして、

その中に年金加入促進のキーワードを載せていくということでございます。

3番目は、認定農業者に対する全国農業新聞の普及率を高めていくということでございます。これに対しては、全農業委員さんに、1人当たり2部の新規購読を普及していただくことを目標にして、達成していただきたいということでございます。これは、本年度の12月から1月に関しての普及推進になっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま、各チームリーダーから説明がありましたけれど、活動目標について要望や質問はございませんか。

3番（川崎眞志男君） 3番、川崎です。農業者年金、あるいは農業新聞を取ってあるところの名簿はどっか行けばわかってですかね。そういう名簿があれば普及活動をしやすいと思います。

主幹（中村政一君） 年金加入の促進とか全国農業新聞の普及拡大というのは、実際9月頃から取り掛かることになります。その折に、昨年の場合もその段階位にお配りはしております。もし、早めに取り組んでいただけるようであれば、早速、現在年金に加入している認定農業者、新聞を取っている認定農業者の名簿を各委員さん方にお渡しできると思います。来月の総会の時に、お配りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（鬼塚猛清君） ほかにございませんか。

議長（鬼塚猛清君） ないようでございますので、こちらでまとめてみたいと思います。くまもと農業バックアップ大作戦の目標及び計画について、各チームリーダーから会議の決定の報告がありましたけれども、この決定事項にご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。この決定に従って活動させていただきたいと思います。また、目標については全員の協力なしでは到底達成できませんので、皆さん方の目標達成に向けての積極的な活動をお願いいたします。

議長（鬼塚猛清君） それでは日程第10、報告事項について事務局より報告をお願いします。

主任（吉田直哉君） 報告します。委員の皆様方におかれましては、第5回総会議案の平成23年度天草市農業委員会総会審査件数一覧をご覧ください。

今回は許可不要転用届が倉岳地区から1件、農地利用・形状変更届が牛深、河浦地区から各1件、農地法第18条第6項の規定による賃貸借合意解約の通知が河浦地区から1件あ

っております。

なお、倉岳地区の許可不要転用届につきましては、畑 162 m²を農機具の格納倉庫とした
いとのことで届出を受理しております。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成 23 年天草市農業委員会第 5 回総会を閉会いたします。

午後 3 時 40 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鬼塚猛清

署名委員 佐々木碩哉

署名委員 梅本秀幸